



物資支援参考資料

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（物資調達に係る計画の概要）

○南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難

○このため、国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、プッシュ型支援で被災地に緊急輸送。

○被災県は、出来る限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（プル型）に切り替える。

◎物資調達の考え方

発災後3日まで
(備蓄にて対応)

発災後4～7日(プッシュ型支援にて対応)

プル型支援
にて対応

品目毎の調達先
と調整担当省庁
(プッシュ型支援)

- ・飲料水 (46万 m^3) : 応急給水【厚労省】
- ・食料 (7, 200万食) : 民間調達【農水省】
- ・毛布 (600万枚) : 地方公共団体備蓄の融通【消防庁】
- ・育児用調製粉乳 (22t) : 民間調達【農水省】
- ・大人/乳幼児おむつ (480万枚) : 民間調達【厚労省】
- ・簡易/携帯トイレ (5, 400万回分) : 民間調達+地方公共団体備蓄の融通【経産省・消防庁】

○プッシュ型支援先:
備蓄では食料等が不足すると見込まれる府県

○広域物資輸送拠点(77カ所)
(原則基準)

- ・新耐震基準を満たすこと
- ・屋根があること
- ・フォークリフト使用可能
- ・大型トラックの進入、荷役作業のスペース等

◎プッシュ型支援準備の流れ

被災府県からの要請を待たず、具体計画に基づき、関係省庁が支援を準備

- ・物資関係省庁は物資の調達準備に着手
- ・輸送関係省庁は輸送手段の調整に着手

被災府県による
受入体制の整備

- ・広域物資輸送拠点の開設

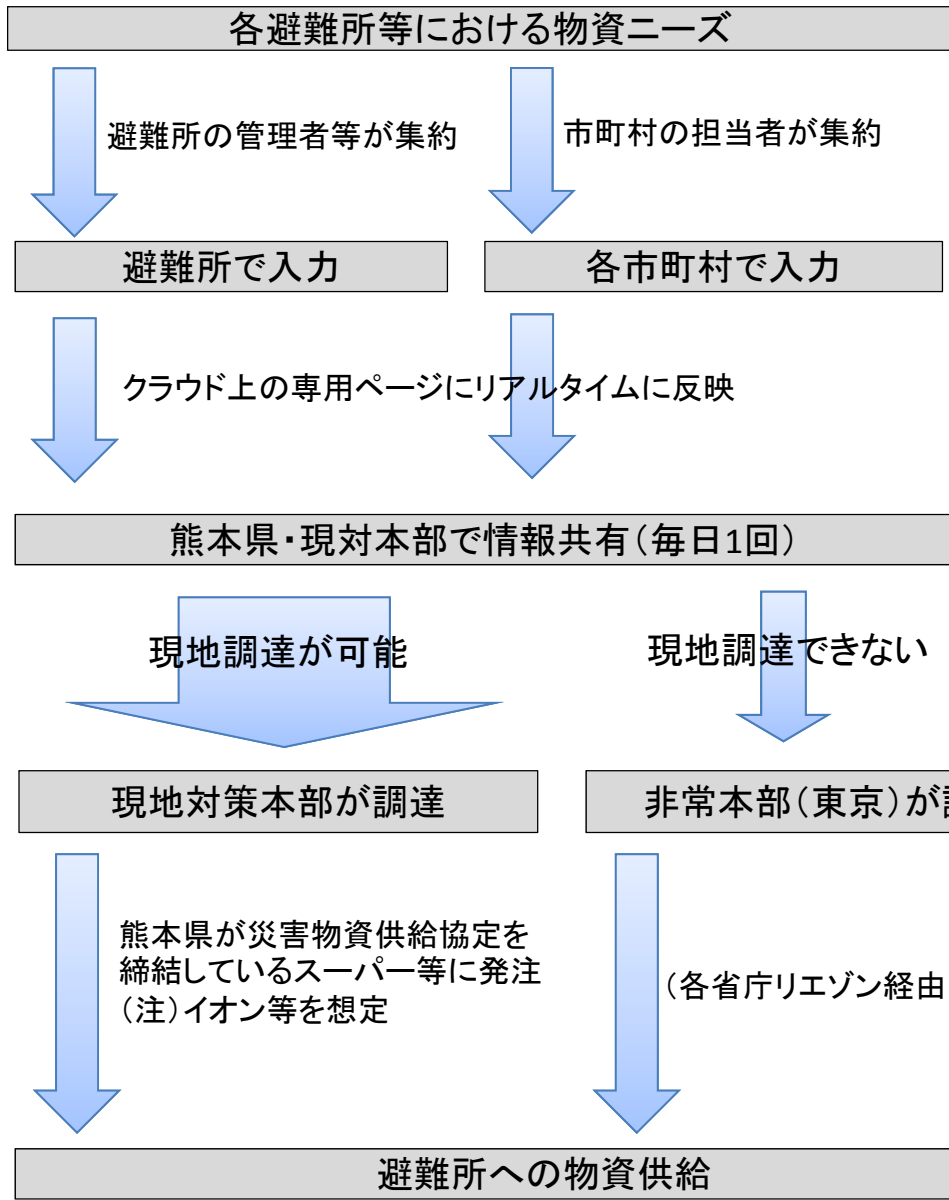
緊急災害対策本部から物資関係省庁へ必要量の調達を要請

輸送に関する調整と輸送の実施

広域物資輸送拠点での物資受け入れ

市町村の地域物資拠点や避難所へ輸送

タブレット端末による物資調達支援フロー



◆画面イメージ (支援物資要請のプルダウンメニュー)



◆物資のカテゴリ (14カテゴリ、139品目)

主食用食品	飲料	衛生用品
副食用食品	ベビー用品	寝具類等
調味料等	衣類	生活雑貨類
菓子類	食器・調理器具等	その他
その他食品	薬等	

※上記はあらかじめ定められているが、管理者サイトで編集可能
個別の要望は、避難所情報の特記事項欄に入力可

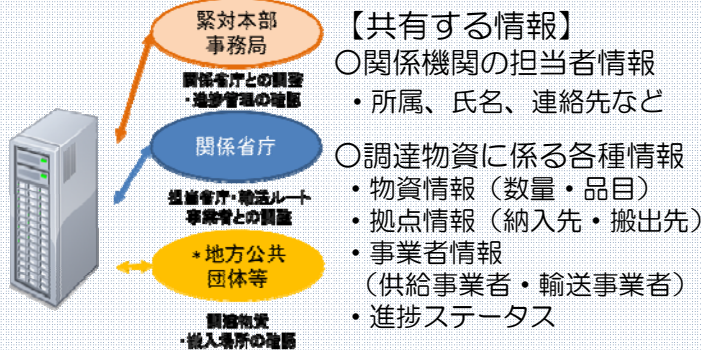
- 現地調達できないものの例
 - ・ 段ボールベッドなど発注先が限られるもの
 - ・ ロットが非常に大きいもの 等
- プルダウンメニューには、災害救助法の適用対象外となるものは含まれていないが、自由記述欄等で疑義のある要請があった場合は、現对本部から非对本部(C4 要望把握班)に個別相談。

物資調達・輸送調整等支援システムについて

物資調達・輸送調整等支援システム

大規模地震発災後、政府に設けられる緊急（非常）災害対策本部事務局、関係省庁及び被災都道府県等の間で、支援物資の調達・輸送等の調整の効率化を図り、被災地の迅速な供給を支援することを目的としたシステム。

平成28年度システムの概要



クラウド上の物資調整シートで情報共有

輸送調整・手配及び報告

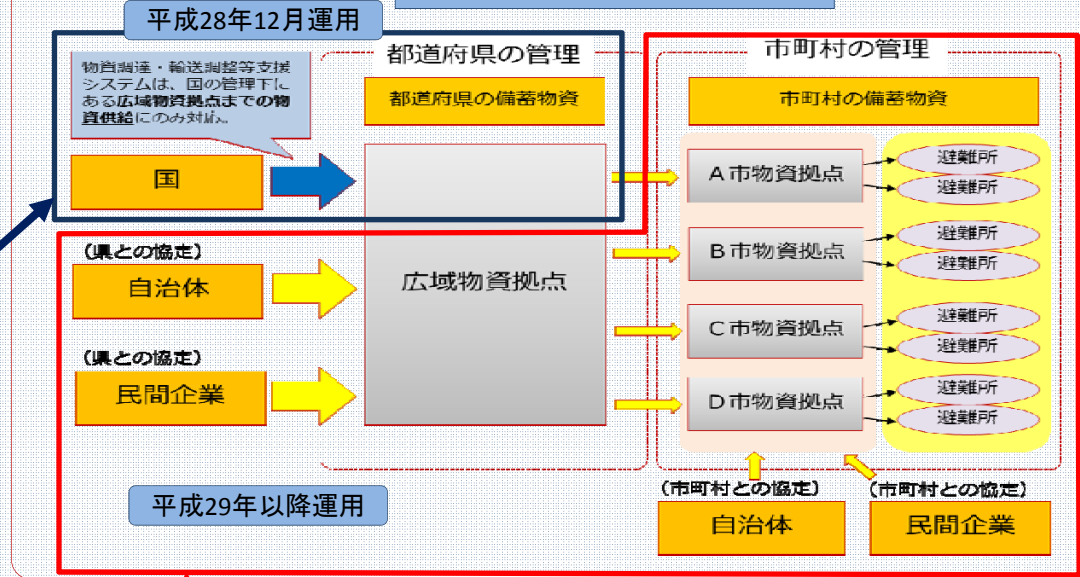
災害番号	D002	管理No.	D002-18-16097181303	調整年月日	2016/3/7
発注・発注情報(氏名/部署)	山崎 隆	緊急災害対策本部事務局	転送担当者	山崎 隆	TEL: 03-3581-1111
氏名	山崎 隆	所属	緊急災害対策本部事務局	転送担当者	山崎 隆
〒	〒100-0001	住所	東京都千代田区千代田	転送先住所	〒100-0001
TEL	03-3581-1111	電話番号	03-3581-1111	転送先電話番号	03-3581-1111
E-mail	yamaashi@pref.jp	E-mail	yamaashi@pref.jp	転送先E-mail	yamaashi@pref.jp
品名	食料	数量	100,000	単位	kg
品目	食料	単位	kg	備考	4区目付
品名	食料	数量	100,000	単位	kg
品目	食料	単位	kg	備考	4区目付
納入先住所	〒100-0001	納入先住所	〒100-0001	納入先住所	〒100-0001
納入先住所	〒100-0001	納入先住所	〒100-0001	納入先住所	〒100-0001

関係機関の担当者情報

調達物資に係る各種情報

共有

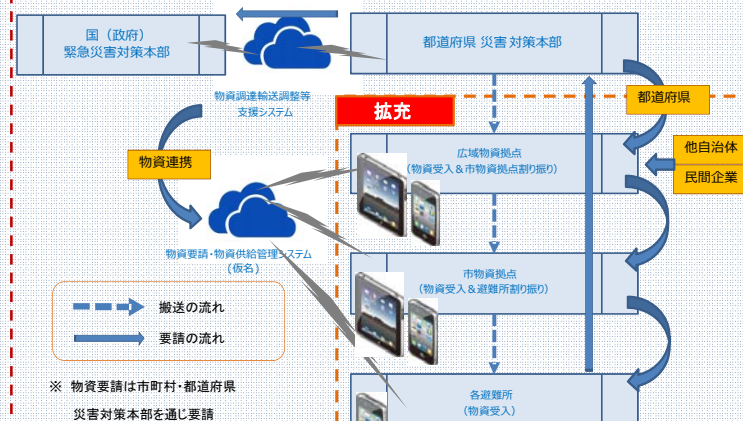
物資支援体制の全体イメージ



平成29年度システム(案)の概要

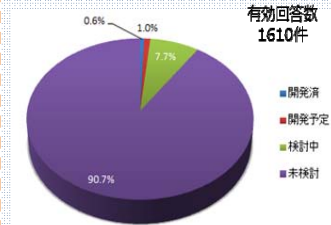
- 市町村の物資拠点や避難所までの物資情報を国、都道府県、市町村において共有するシステムを拡充
- システム活用にあたり、タブレット端末による使用も想定

物資供給情報の流れ



【参考】

都道府県、市区町村による物資システム開発状況 (内閣府調査: 2016年10月実施)



開発済または開発予定は、有効回答の2%に過ぎなかった(拡充部分との重複は少ない)。



被災地あて救助用郵便物の料金免除の仕組み

天災その他非常の災害があった場合において、必要があると認めるときは、当該災害地の被災者の救助を行う**地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物**を内容とする郵便物の料金を免除することができる。

適用のフロー

郵便法 第十九条第一項
郵便法施行規則 第四条第一項
に基づく

(発災後) 被災自治体
↓ 申請 (※)

日本郵政株式会社

以下を営業所に提示
◆取扱期間
◆受取人
◆その他の取扱条件

※2004年新潟中越地震を最後に自治体からの申請はない。

【対象となる郵便物】

当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社
その他総務省令で定める法人又は団体にあてた

- ・現金を内容とする郵便物（書留以外の特殊取扱としないものに限る。）
- ・特殊取扱の郵便物
- ・現金以外の物を内容とする郵便物（特殊取扱としないものに限る。）

冊子「中越発 救援物資はもういらない!? ～新しい善意(マゴコロ)の届け方」より

出典：NPO法人レスキューストックヤードホームページ (<http://rsy-nagoya.com/volunteer/image/chuetsu-busshi.pdf>)

取扱い件数	内訳	総量
46,488件	ゆうパック 44,567件 その他 1,921件	10tトラック換算 約445台相当

「物資」を巡る長岡市の対応

10/23	新潟県中越地震発生 長岡市災害対策本部を開設
発災当日 夜	市長から地元スーパー社長に直接電話し、 2万食のパン、飲料水を手配
発災2日目昼 (10/24)	大手スーパーのおにぎりやパン、水などが届き、3 万食を確保
同日夕方	5万食を確保
発災3日目 (10/25)	自衛隊の炊き出しが本格化(量的問題の解消) 郵政公社に「無料ゆうパック」を申請 (以降、全国から救援物資が届き始める)
発災6日目 (10/28)	救援物資の段ボール箱で市役所1階ホールがいっぱい になる 車庫、体育館、民間倉庫等を借り上げて救援物資 を収容(家賃は被災地が負担)
発災13日目 (11/4)	「無料ゆうパック」の取り消し申請 ※結果的に10日間程度で打ち切った。 (しかし、救援物資は届き続ける)
11月下旬	救援物資を無駄にしないため、配付会を開催
発災から2年	福祉施設等やスマトラ沖地震、パキスタン地震に 物資を送付 (概ね救援物資の整理が終わる) (引き取り手のない物資は、被災地の負担で廃 棄)

「救援物資」にかかわる課題

阪神・淡路大震災 (1995年)

- ・不特定多数の救援物資が、不特定の「被災者宛」に一時かつ
大量に集まりすぎ、受け手となった行政にも受け取る体制、
保管場所もなかったため、**仕分けも配布も物理的に困難**
であった。
- ・震災直後からマスコミが被災地の惨状を伝えたため、それに
呼応するかのようによくのモノが送られたが、当然タイムラ
グが生じ、**必要なときに必要なものが届かなかった**。
- ・例えば、古着など、必ずしも受け取る側が使えるわけではな
い
もの等、送る側は**送った後のことをもっと想像すべき**であっ
た。
- ・実際には、被災者の多くは「**モノよりお金**」を必要としてい
た。

新潟県中越地震 (2004年)

- ・物資は渋滞を避け、夜に届くことが多いため、物資の積み下
ろ
しや、他のトラックへの積み替え作業などの**重労働を、夜中
に
市職員が中心となつて行わなければならなかった**。
- ・物資の集積場に収まりきれなかった分の保管場所を借りるた
め
の家賃や、引き取り手のなかった物資の廃棄費用は、**全て被災
地
の負担**となった。
- ・救援物資の受取、配付は、地域防災計画では福祉部局の事務
と
なっており、**要援護者対応等の妨げ**になった可能性がある。
- ・無料で物資を配布することは、復興に取り組もうとしている
**地
元の商店の営業妨害**になってしまう恐れがある。

台風23号・兵庫県 豊岡水害 (2004年)

- ・古着のように**始末に困るもの**があった。
- ・特定の被災者が何度も物資を取りに来る反面、物資が手元に
届かない被災者が**不公平感**を募らせた

冊子「中越発 救援物資はもういらない!? ～新しい善意(マゴコロ)の届け方」より

提言 for 受ける側 (特に行政へ)

1. 個人からの救援物資については、「災害発生直後は、原則として受け取らない」	①何が ②どのくらい ③いつまでに、送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を、①必要としている被災者に ②必要としているものを ③必要としている時期に、分類・区分けして配布することは、現状においては事実上不可能であるため、申し出を辞退する。 被災者へ善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。
2. 応援協定を結ぶ自治体・団体・企業からの物資調達を基本にする	発災直後に被災者に物資の不足が生じた場合には、より迅速で見通しをもった供給体制が求められることから、応援協定を結ぶ自治体・団体・企業からの物資調達を基本にする。基本的な物資の大半は、災害救助法によって、国と都道府県の資金で解決できることを覚えておく。
3. 無料「ゆうパック」の申請をしない	発生直後は無料配達地域の指定は受けない。
4. 大口の申し出については、提供物資や提供者などを記録する	企業や団体などからの大口の申し出については、提供物資や提供者などを記録し、必要に応じて提供を依頼する。物資の梱包は、単一物資梱包とし、複数の物資、種類を梱包しないように依頼する。一方的な物資の送り出しは控えるように依頼する。
5. 可能なかぎり避難所へ直接配送を依頼し、物資だけでなく車両や人員も要請する	大口の申し出を受ける場合、被災市町村では配送車両や積み下ろし人員、仕分け人員、配送人員などが不足することが予測されるため、可能なかぎり避難所へ食説配送してもらおう、また、叶であれば車両の提供や人員の要請も依頼する。
6. 受け入れ体制の広報	ホームページや広報を通じ、救援物資対応の趣旨や現状の対応等を十分に説明する。また、報道機関に対しても、十分に説明し、適切な報道を依頼する。

提言 for 送る側 (特に市民へ) いわゆる「救援物資」はいらない

1. 「救援物資」は原則として送らない	
①なぜなら、被災地は修羅場と化している	不特定多数の者が不特定多数の被災者に救援物資を送っても、必要なところには届かない、届けられない。
②なぜなら、被災地は一時かつ大量の物資を受け取れない	現地で貴重な人手が物資の仕分けに取られてしまうことにもなる。
③なぜなら、送る側は被災地の状況を理解できない	「顔の見えない」関係では、被災者のニーズが具体的に把握できない。
④なぜなら、被災地はこれまで「いらない」と言えなかった	これまでの中途半端な対応のままでは、次の被災地も苦しめることになる。
⑤なぜなら、被災地内の商品が売れなくなる	商店が開店し始めたら、むしろその商店でモノを買うことも大切な復興支援につながる。
⑥なぜなら、被災地では「救援物資」より「お金」が必要	被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害援護資金、義援金、税金や学校の授業料減
2. 「救援物資」ではなく必要な「モノ」がある	
①それは「災害時要援護者」に対する目配り・気配り・心配り	被災者の中には、被災前から定められた「モノ」が必要だといふところでは、送る側が責任をもって届けるようにすべきだ。
②それは被災者に対する人としての「善意(マゴコロ)」	人として「お互い様」という気持ちからしっかりと被災地・被災者と関わる。
3. 平時から考えておくべきこと	
①自ら備えておこう	自分が必要とするモノ、特に入手しにくいモノは、自らが備えておくこと。
②巨大地震時における対応も同じ	被害が甚大であればあるほど、「救援物資の課題」も深刻であった。本当に必要なモノは何かをしっかりと見極めよう。